

明石市指定給水装置工事事業者

各種届出等のご案内

【指定事項の変更】

氏名や住所等の指定事項に変更があったときは、変更の日から 30日以内に、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」（様式第10）を提出してください。

『提出書類』 注) 個人の代表者の変更（親子等）の場合は、「氏名又は名称の変更」とする。

提出書類	変更項目	氏名又は名称の変更		住所の変更		代表者の変更（法人）		役員の変更	備考
		法人	個人	法人	個人	本社	事業所	法人	
	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式10）	○	○	○	○	○	○	○	
添付書類	誓約書（様式2）	○	○			○	△	○	
	定款（写し）	○		○		○	△		直近のもの
	登記簿謄本	○		○		○	△	○	発行日から3ヶ月以内のもの（原本）
	住民票		○		○				発行日から3ヶ月以内のもの（原本）
	現在の事業者証（紛失した場合は紛失届）	○	○						提出前に、必ず写しを保管して下さい
	事業者証の返信用封筒（角形2号封筒：A4用紙が折らずに入るサイズ）	※	※						郵送を希望するもの（宛先、所要の切手（120円～）を貼付：速達等を希望する場合は、別途必要切手を貼付）

△については、お問合せください。

（関係様式掲載場所） <http://www.city.akashi.lg.jp/suidou/suidou/youshiki.htm>

※ 氏名又は名称の変更の場合は、「明石市水道事業指定給水装置工事事業者証」（事業者証）を差し替えて交付しますので、既に交付している事業者証をお持ちください。なお、新たな事業者証の交付には数日の日数を要しますので、あらかじめご了承ください。

※ 有限会社から株式会社への組織変更の場合は、名称の変更の扱いとなります。

※ 個人から法人への組織化の場合は、廃止して新規登録とさせていただきます。

※ 法人から個人への場合は、廃止して新規登録とさせていただきます。

【主任技術者の選任・解任】

給水装置工事主任技術者を新たに選任又は解任したときは、速やかに（当該事由が発生した日から 14日以内 を目途に）「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（様式第3）を提出してください。

選任と解任が同時の場合は、1枚の届出書に両方を記載してください。

なお、給水装置工事主任者を選任するときは、当該主任技術者の免状の写し を添付してください。

【事業の廃止、休止又は再開の届出】

廃業や合併による消滅等があったときは、次のとおり「給水装置工事事業者 廃止 休止 再開 届出書」（様式第11）を提出してください。

■廃止、休止 当該廃止又は休止の日から 30日以内

■再開 当該再開の日から 10日以内

※再開前でも受付しています。

なお、廃止の場合は、「明石市水道事業指定給水装置工事事業者証」（指定証）を返納してください。

【指定証書の再交付】

何らかの事情により、指定証書の再交付を希望される場合は、再交付の願書を提出してください。（定められた様式はありません。下の例を参考にしてください。）

なお、指定証の再交付には、数日程度の日数を要しますので、あらかじめご了承ください。

指定給水装置工事事業者証再交付願

令和〇〇年〇〇月〇〇日

明石市公営企業管理者 様

届出者 〇〇市〇〇町〇-〇
株〇〇〇〇
代表者 〇〇〇〇

指定給水装置工事事業者証を当社の事務管理が不十分のため、紛失しましたので、再交付をお願いします。
なお、今後は本証の紛失等のないよう細心の注意を払いますとともに、後日発見したときは直ちに返納し、不正使用はいたしません。

【お問合せ先】

〒673-8686
明石市中崎1丁目5番1号
明石市水道局給水係

電話 : 078-918-5067
FAX : 078-911-4066